

# 「犯罪被害者等に関する国民意識調査」結果（要約）

- 調査対象：①犯罪被害経験なし（以下、「国民一般」と表記）  
5,000人（調査依頼数8,418人）  
②犯罪被害経験あり（以下、「犯罪被害者等」と表記）  
835人（調査依頼数1,949人）

## ○調査のテーマ

- (1) 国民一般を対象とした意識調査  
犯罪被害者等に対する国民一般の持つイメージを明らかにする。
- (2) 犯罪被害者等を対象とした意識・経験調査  
犯罪被害者等の被害後の意識や経験についての実態把握をする。

## <ポイント>

1. 国民一般の犯罪等に関する用語の理解は進んでいない。
  - ・ 国民一般の、犯罪被害に関する用語の理解度（「説明できる」＋「意味がわかる」）は低く、理解の浸透は進んでいない。  
例）「被害者参加制度」 理解度 17.1%  
「犯罪被害者等基本法」 理解度 8.5%
2. 国民一般が「重犯罪の犯罪被害者等」として思い描いた犯罪は、暴力犯罪が多数を占める。
  - ・ 国民一般が重犯罪の犯罪被害者等として思い描いた犯罪は、暴力犯罪が84.3%、交通事故が5.3%、性犯罪が9.0%である。
3. 犯罪被害者等の置かれている状況や求めている支援は多様であり、国民一般のイメージはそれらに必ずしも合致していない。
  - ・ 犯罪被害者等が置かれている状況について、国民一般のイメージと実態で最も乖離が大きかったのは、報道やプライバシーに関することであった。
  - ・ 被害直後の犯罪被害者等に必要な支援・配慮について、国民一般は「プライバシーへの配慮」（59.2%）が最も必要と考えているが、犯罪被害者等は「プライバシーへの配慮」（21.0%）のほか、「事件についての相談相手」（32.2%）も求めている。
  - ・ 被害から半年経過後の犯罪被害者等に必要な支援・配慮として、国民一般は「精神的自立への励まし・支援」（49.6%）などを挙げているが、犯罪被害者等は「そっとしておくこと」（29.6%）などを求めており、犯罪被害者等の多様な状況や求めている支援と国民一般のイメージは合致していない。

## ＜ポイント1＞国民一般の犯罪等に関する用語の理解は進んでいない。

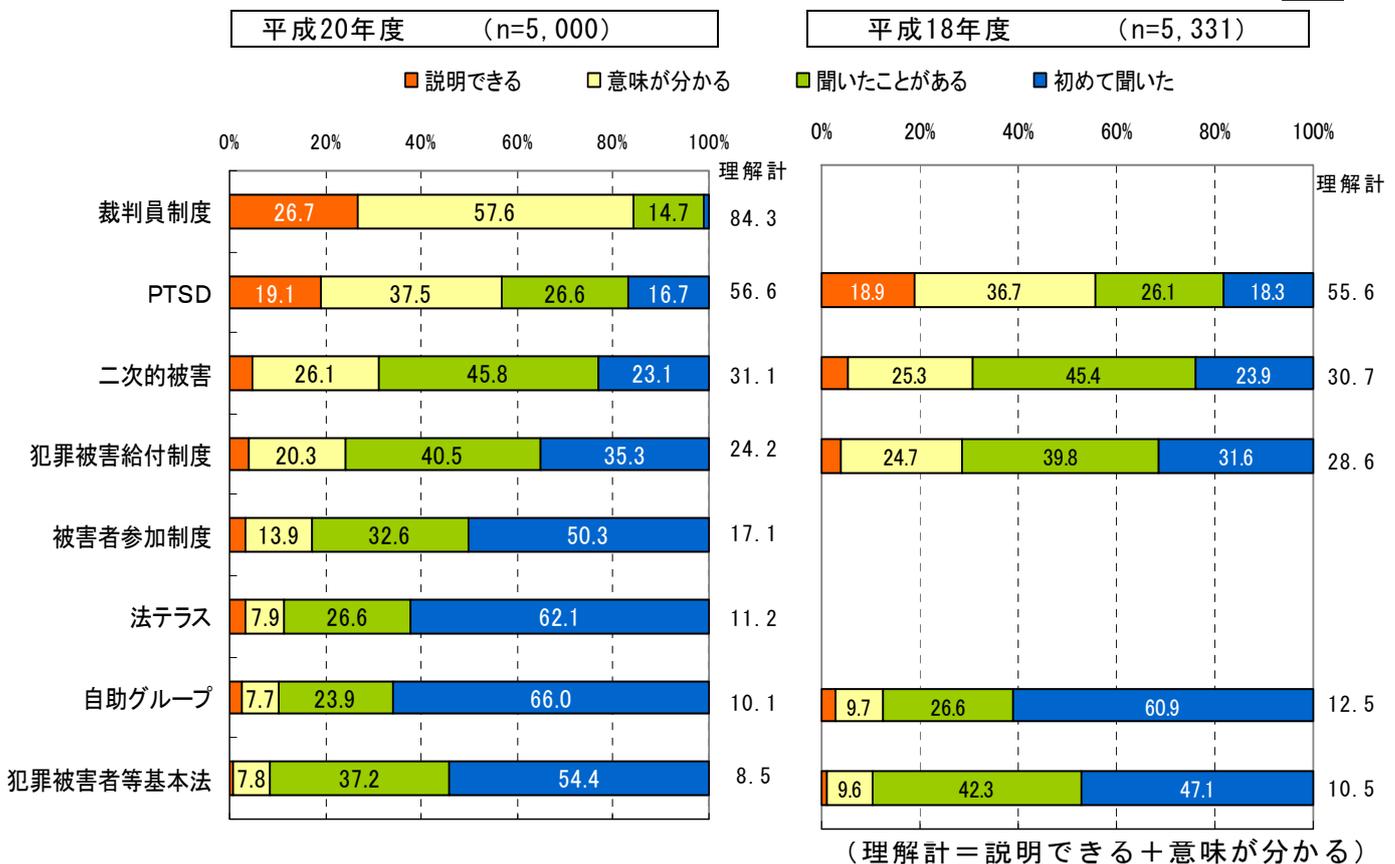
- ・国民一般の、犯罪被害に関する用語の理解度（「説明できる」＋「意味がわかる」）は低く、理解の浸透は進んでいない。

犯罪等に関する用語の理解として、特に認知が浸透しているのは「裁判員制度」であった（「説明できる」＋「意味が分かる」＋「聞いたことがある」で99％）。「被害者参加制度」、「犯罪被害者等基本法」は半数近くに認知されているが、理解度（「説明できる」＋「意味が分かる」）は低く、他の用語も含めて、犯罪被害に関する用語の国民一般の理解の浸透は進んでいない（図1）。

### ○犯罪等に関する用語の理解

#### ◆国民一般（Q10）

図1



※ 裁判員制度、被害者参加制度及び法テラスの各項目については、平成20年度調査から新規に加えたものであるため、平成18年度調査の実績はない。

**＜ポイント2＞国民一般が「重犯罪の犯罪被害者等」として思い描いた犯罪は、暴力犯罪が多数を占める。**

- ・ 国民一般が重犯罪の犯罪被害者等として思い描いた犯罪は、暴力犯罪が84.3%、交通事故が5.3%、性犯罪が9.0%である。

国民一般に対し、「重い犯罪の被害者やその家族」としてイメージする罪種について、「殺人・傷害等の暴力犯罪」、「交通事故等の犯罪」、「強姦・強制わいせつ等の性犯罪」、「その他」の選択肢から尋ねたところ、「暴力犯罪」が84.3%、「交通犯罪」が5.3%、「性犯罪」が9.0%であり、国民の多くは、犯罪被害者等といえは暴力犯罪による被害者を想定している（図2）。

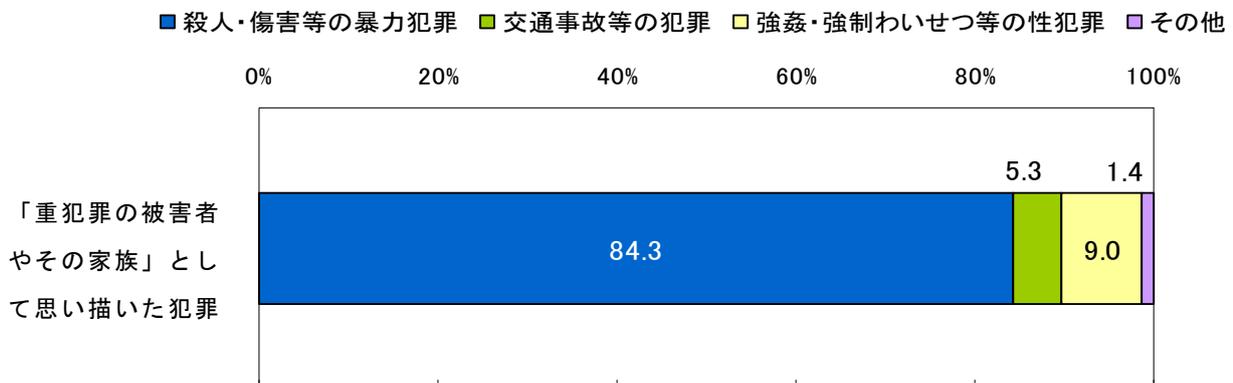
我が国で実際に発生している刑法犯のうち、暴力犯罪、交通犯罪及び性犯罪の認知件数の割合は、交通犯罪が約9割であるという参考データもあり、それと比較すると、国民が描く重犯罪の犯罪被害者等は、罪種という観点からは実態とかけ離れている。

○「重犯罪の被害者やその家族」として思い描いた犯罪

◆国民一般（Q18）

図2

平成20年度 (n=5,000)



【参考】

平成19年の殺人・傷害等、交通事故等及び強姦・強制わいせつ等の認知件数は、それぞれ以下のとおりである（平成20年度版犯罪白書）。

殺人・傷害等	68,718件 (8.0%)
交通事故等	782,047件 (90.7%)
強姦・強制わいせつ等	11,716件 (1.4%)

※ 割合は四捨五入で処理しているため、単純合計では100%にならない。

**<ポイント3> 犯罪被害者等の置かれている状況や求めている支援は多様であり、国民一般のイメージはそれらに必ずしも合致していない。**

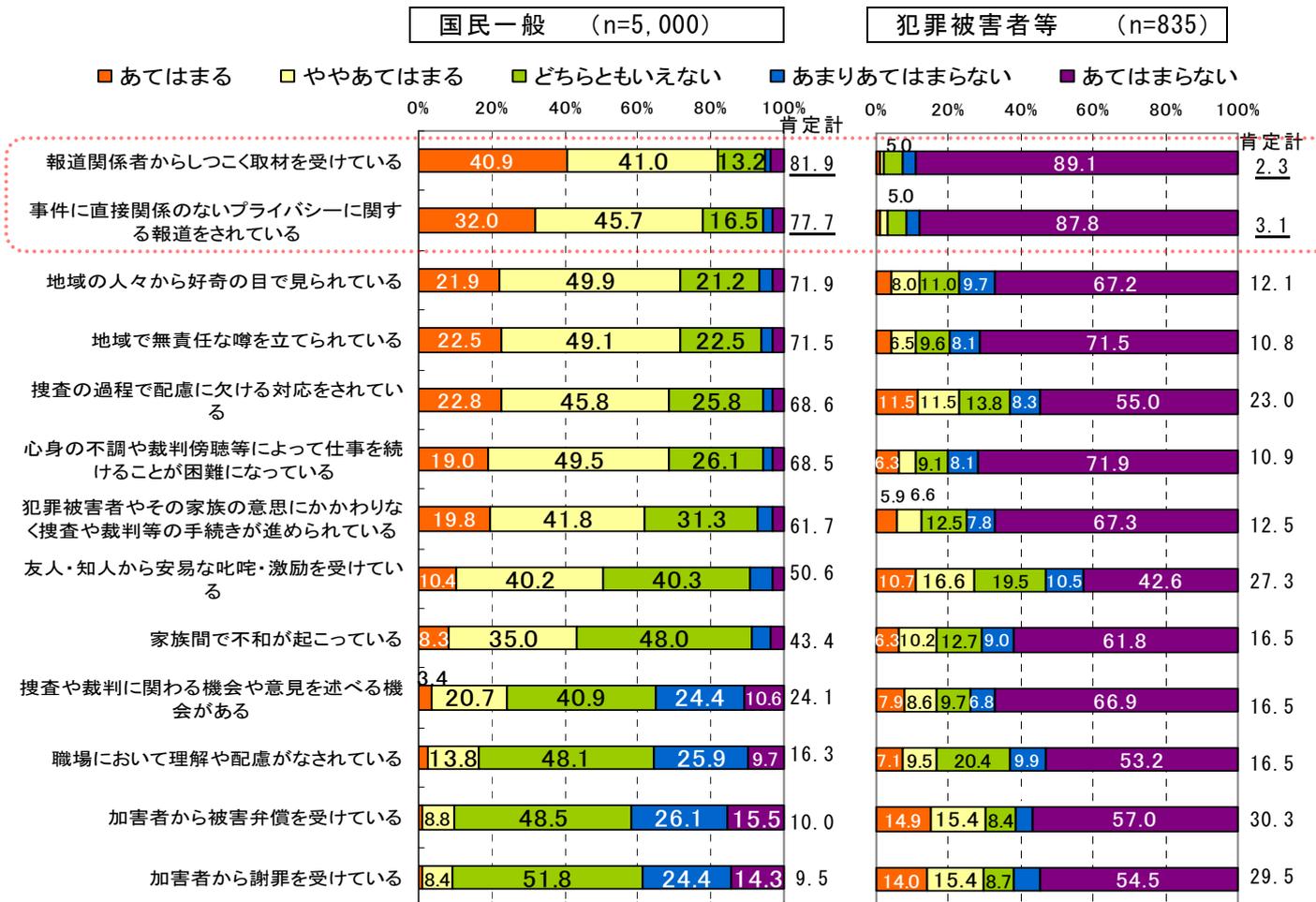
- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況について、国民一般のイメージと犯罪被害者等の実態で最も乖離が大きかったのは、報道やプライバシーに関することであった。
- ・ 被害直後の犯罪被害者等に必要な支援・配慮について、国民一般は「プライバシーへの配慮」(59.2%)が最も必要と考えているが、犯罪被害者等は「プライバシーへの配慮」(21.0%)のほか、「事件についての相談相手」(32.2%)も求めている。
- ・ 被害から半年経過後の犯罪被害者等に必要な支援・配慮として、国民一般は「精神的自立への励まし・支援」(49.6%)などを挙げているが、犯罪被害者等は「そっとしておくこと」(29.6%)などを求めており、犯罪被害者等の多様な状況や求めている支援と国民一般のイメージは合致していない。

犯罪被害者等の置かれている状況に対する国民一般のイメージが多かったのは「報道関係者からしつこく取材を受けている」(「あてはまる」+「ややあてはまる」で81.9%)、「事件に直接関係のないプライバシーに関する報道をされている」(77.7%)だが、犯罪被害者等ではそれぞれ2.3%、3.1%であり、国民一般のイメージと犯罪被害者等の実態には差がある(図3)。

○ 犯罪被害者等が置かれている状況<国民一般と犯罪被害者等>

◆ 国民一般 (Q15) と犯罪被害者等 (Q15)

図3



また、犯罪被害者等の回復のために身の回りの人ができる支援・配慮について、国民一般と犯罪被害者等に尋ねた。

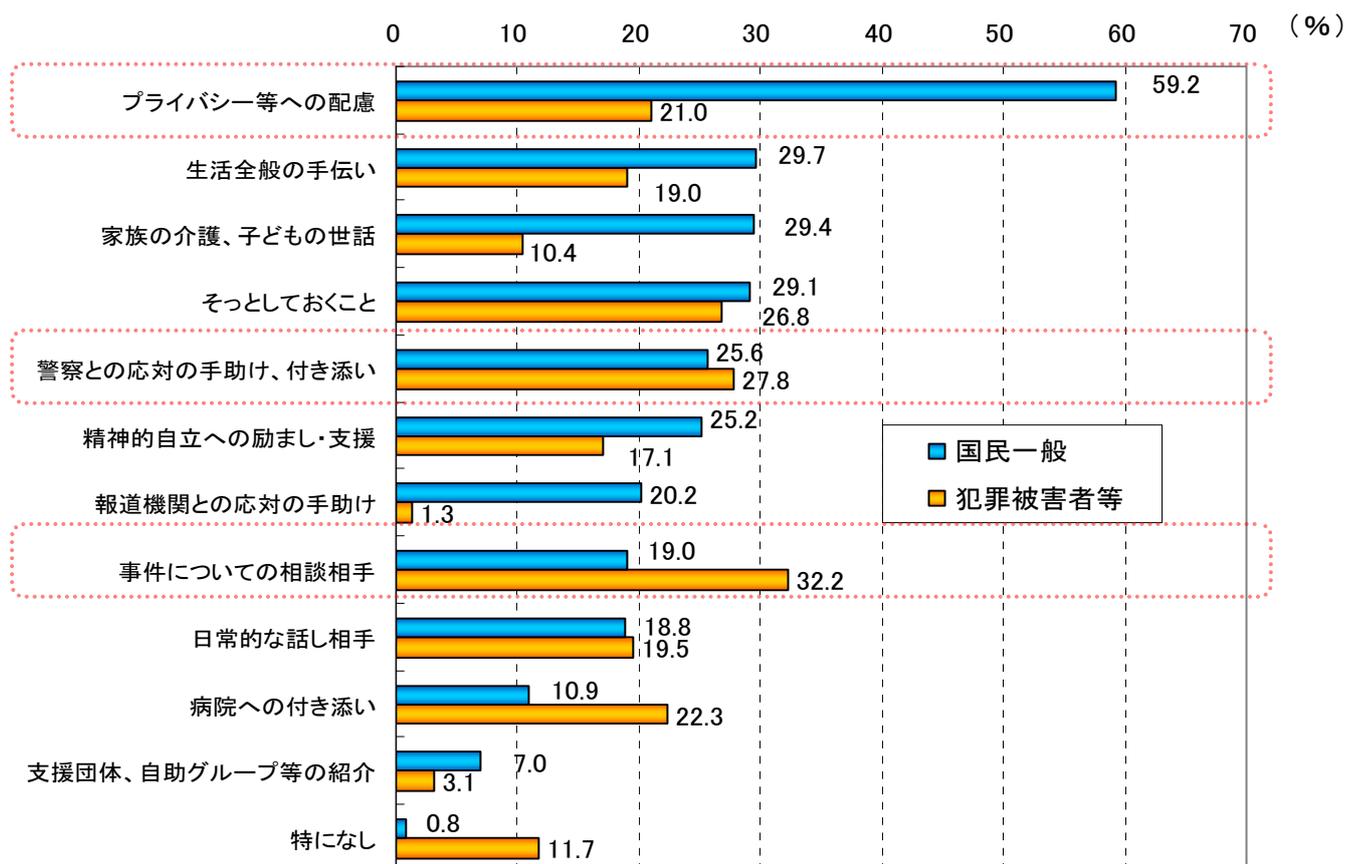
被害直後に必要な支援として、国民一般は「プライバシー等への配慮」(59.2%)を挙げる人が多いが、犯罪被害者等は、「プライバシー等への配慮」(21.0%)だけではなく、「事件についての相談相手」(32.2%)、「警察との対応、手助け、付き添い」(27.8%)などを求めている(図4)。

被害から半年程度経過後に必要な支援・配慮について、国民一般は「精神的自立への励まし・支援」(49.6%)、「日常的な話し相手」(41.7%)、「プライバシー等への配慮」(41.7%)などを挙げているが、犯罪被害者等は、それら以外に「そっとしておくこと」(29.6%)を必要としており、国民のイメージと、実際に犯罪被害者等が求めている支援・配慮には差異が生じている(図5)。

○犯罪被害者と家族に必要な支援・配慮<被害直後><半年程度経過後>

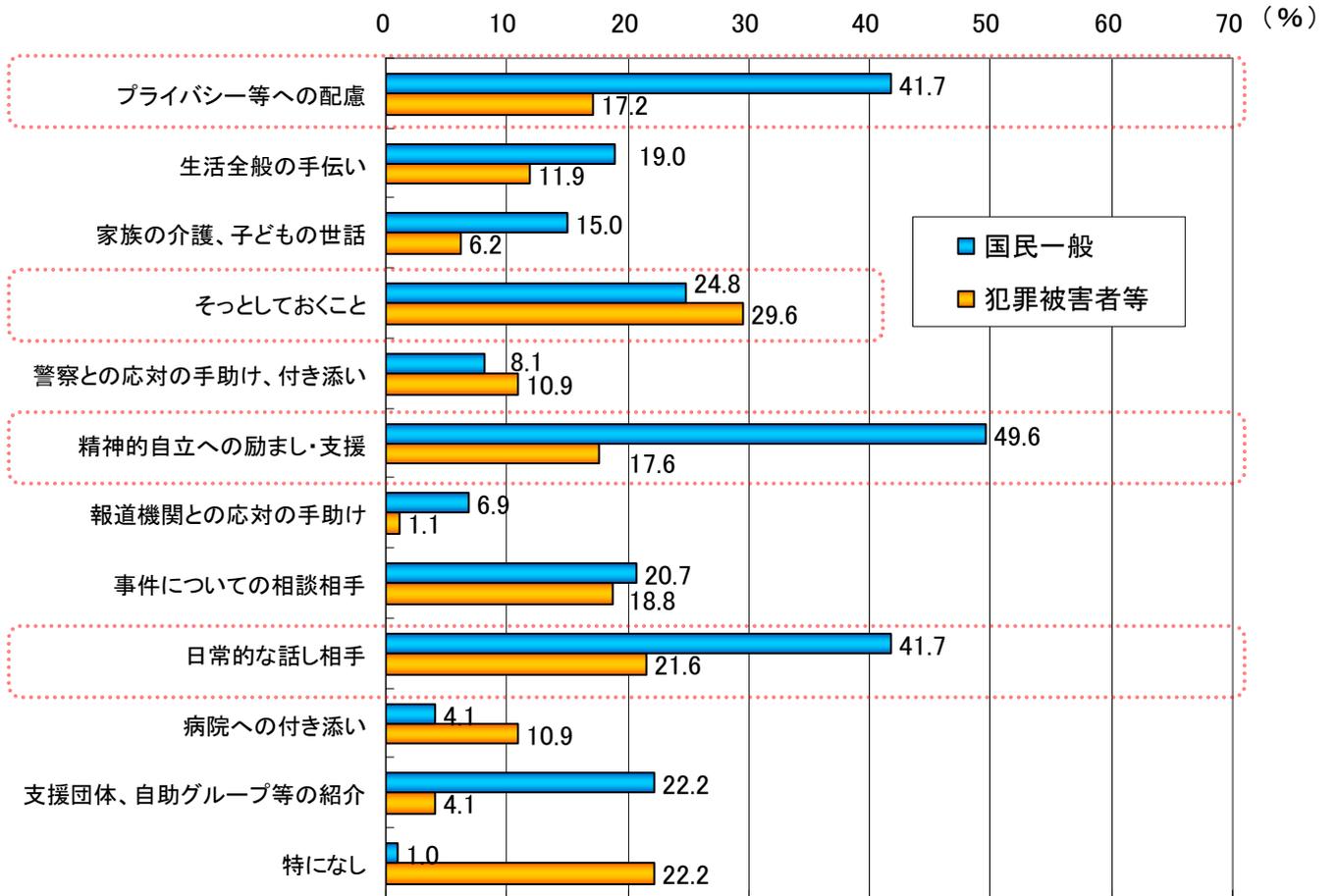
◆国民一般(Q23及びQ24)と犯罪被害者等(Q25及びQ26) 図4

<被害直後>



<半年程度経過後>

図 5



## 調査の概要

### 1 調査目的

犯罪被害者等基本計画（別紙1参照）に基づき、国民一般の持つ被害者等への意識を把握するとともに、犯罪被害者等の経験や被害後の意識などを把握することで、国民一般の犯罪被害者等に対する「イメージ」と犯罪被害者等の実態部分の「ギャップ」（ずれ）を明らかにすることを目的に実施し、調査結果は、今後の国民一般に対する犯罪被害者等施策に関する広報・啓発活動において活用し、施策の実施に際しての基礎的資料とする。

本調査は平成18年度にも実施しており、今回は2回目の調査となる。

### 2 調査方法

インターネットモニターを利用したWeb調査により実施。犯罪被害遭遇の有無について予備調査を行い、「ない」と回答した者には国民一般用の調査票、「ある」と回答したのものには、被害者等用の調査票を送付した。

① 犯罪被害経験なし（要約では、「国民一般」と表記）

調査依頼数：8,418、総回収数：7,573、分析サンプル：5,000

（7,573サンプルの中から、5,000サンプルを無作為に抽出。※前回調査と同じ性・年代別構成比となるよう抽出。）

② 犯罪被害経験あり（要約では、「犯罪被害者等」と表記）

調査依頼数：1,949、総回収数：1,410、分析サンプル：835

（各被害類型が100サンプル以上含まれ、かつ全体の分析サンプル数が前回の実績から大きく減少しないよう無作為抽出。）

### 3 調査の企画・分析

有識者等からなる企画分析会議（別紙2参照）において調査内容の企画、調査結果の分析等を行った。

### 4 コラム

企画分析会議の構成員にコラムを執筆いただいた。

犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）抄

V 重点課題にかかる具体的施策

第 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進（基本法第 20 条関係）

(14) 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進

イ 内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する国民の理解の程度や必要な配慮の程度、心無い言動等からくる二次的被害に対する認識等について、研究調査を行い、その結果を、青少年に対しては、利用しやすい教材等の形に加工し広く提供するとともに、成人に対しては、統計処理後の公表物の形で啓発に利用する。【内閣府】

犯罪被害者等に関する国民意識調査企画分析会議構成員

座長	細井 洋子	東洋大学社会学部教授
	阿久津 照美	社団法人被害者支援都民センター相談員
	臼井 敏男	朝日新聞社東京本社論説副主幹
	奥村 正雄	同志社大学大学院司法研究科教授
	辰野 文理	国士舘大学法学部教授
	松村 恒夫	全国犯罪被害者の会副代表幹事
	瀬戸 真一	内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官

(敬称略)